

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人福岡県立大学（以下「実施機関」という。）が平成21年3月13日20福県大経第235号で行った決定（以下「本件決定」という。）のうち、開示又は不存在により非開示とした決定は妥当であるが、部分開示決定を行ったもののうち、下記6(2)イ(ア)及び(イ)で「非開示決定は妥当ではない」と判断した部分は開示すべきである。また、6(3)で「対象公文書として特定されていない」としたものについては、対象公文書として特定し、改めて開示・非開示の決定を行うべきである。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

異議申立てに係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、次のとおりである。

- (1) 差別と人権侵害に関する調査委員会の調査結果に係る会議録、打ち合わせメモ及び通知文を発する際の起案文書並びに事情聴取の記録、メモ等
- (2) 四役会議議事録
- (3) 第4回及び第5回理事会の資料及び議事録（議事録は電磁的記録も含む）
- (4) 第34回から第36回までの部局長会議の資料及び議事録（第34回、第35回分の議事録は電磁的記録も含む）

実施機関は、平成21年2月12日付けで行われた開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、本件決定において、上記(1)について、起案文書や聴取の記録を全部開示、その他は不存在を理由に非開示とする決定を行った。また、(2)について、不存在を理由とする非開示決定を行い、(3)については、資料を条例第7条第1項第1号及び第5号該当を理由に部分開示、議事録を全部開示（ただし第4回理事会議事録の電磁的記録のみ不存在による非開示）とする決定を行った。さらに(4)については、第34回部局長会議の資料及び第36回部局長会議の議事録を全部開示、第35回及び第36回の部局長会議の資料、第34回部局長会議議事録を条例第7条第1項第1号該当を理由に部分開示、第35回部局長会議の議事録（電磁的記録を含む）を不存在を理由に非開示とする決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるという

ものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成21年2月12日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき本件請求を行った。

イ 平成21年3月13日付けで、実施機関は本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成21年5月10日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として実施機関に異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。なお、部分開示とされた公文書に係る主張は、なされていない。

(1) 差別と人権侵害に関する調査委員会の調査結果に係る会議録や事情聴取のメモ及び打ち合わせメモの不存在について

起案文書のみが存在し、これらの記録やメモが存在しないというようなことは理論的にあり得ない。何を根拠に起案文書を作成したのかを明示すべきである。

(2) 四役会議及び第4回理事会（電磁的記録のみ）、第35回部局長会議の議事録の不存在について

四役会議は実質的に大学の最高決議機関であり、この議事録が不存在などあり得ない。また、理事会や部局長会議については、後日議事録を作成するために複数の録音機で録音しているはずであり、不存在などあり得ない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 第7条第1項第1号（個人情報）該当性について

本件請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）中、第4回及び第5回理事会資料、第34回部局長会議議事録並びに第35回、第36回部局長会議の資料に記録された情報のうち、個人名が記載された部分については、本号に該当する。

(2) 第7条第1項第5号（任意提供情報）該当性について

実施機関は、本件公文書中、第4回理事会資料に記録された情報のうち、個人名が記載された部分について、これが本号にも該当する旨主張しているが、その具体的理由については特に述べていない。

(3) 公文書の不存在について

実施機関は、第35回部局長会議の議事録について、録音機器の操作ミスにより録音できず議事録が作成できなかった旨主張しているが、その他の不
存在部分については、特に具体的理由は述べていない。

6 審査会の判断

(1) 部分開示決定に係る非開示情報について

上記2で列挙した本件公文書のうち、第4回及び第5回理事会資料、第3
5回及び第36回部局長会議の資料並びに第34回部局長会議議事録中の次
のア及びイに掲げる情報が、条例第7条第1項第1号に該当（第4回理事会
資料中の「懲戒処分の検討に関する職員の氏名、職名等」だけは同項第5号
にも該当）するとして、非開示とされている。

ア 実施機関の職員等の氏名

イ 実施機関の職員等の職名、退職年月日、年齢、職歴その他の個人に関する
情報

(2) 開示・非開示の判断

ア 基本的な考え方

(7) 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性

条例第7条第1項は、公文書の原則開示を定めているが、同項第1号
は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるも
の（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる
こととなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできない
が、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるも
のについては、非開示とすることを定めている。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ
ることとなるもの」とは、当該情報単独では特定の個人を識別すること
ができないが、他の情報と照合することにより間接的に特定の個人を識
別することができる情報をいう。照合の対象となる「他の情報」は、一
般人が通常入手し得る情報を指し、関係者だけが有するような特別な情
報や、特別な調査をすれば入手し得るかもしれない情報などは含まれな
い。

また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることによ
り、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、例えばカル
テや反省文といった個人の身体状態、人格等と密接に関連する情報等で、
これを公にすると、仮に個人識別部分を除いたとしても、個人の権利利
益を害するおそれがあるものや、一般人には識別できないが、特定の者

に個人が識別されることにより権利利益の侵害が生じる性質の情報を指す。

本件公文書には、特定の職員の懲戒処分検討に係る情報が含まれていることから、特定の者に個人が識別されることにより権利利益の侵害が生じる場合があり得ることを考慮し、適切に判断する。

(イ) 条例第7条第1項第5号（任意提供情報）該当性

条例第7条第1項第5号は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報について、情報提供者の信頼と期待を保護する観点から、任意提供情報の非開示情報としての要件を定めたもので、対象となる情報が、その性質から公にしないとの条件を付することが合理的であると認められる程度のものであるか否かを判断する。

イ 非開示情報の開示・非開示の判断

(7) 実施機関の職員等の氏名

当該情報は、大学の運営等について協議する部局長会議や理事会等の資料に含まれる、特定の職員の懲戒処分の検討に係る者の氏名並びに新規採用教員案、昇任候補者名簿案及び担当科目一覧等に記載された実施機関の職員等の氏名である。

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第1項第1号本文に該当し、非開示は妥当である。

ただし、これらのうち、「新たに非常勤職員となった者の氏名や昇任候補者名簿案に記載された昇任候補者の氏名、名誉教授称号の授与に関する選考候補者等の氏名」、「学長懇談会報告及び卒業証書・学位記授与式当日役割分担案に記載された職員並びに担当科目一覧に記載された実施機関の職員等の氏名」については、それぞれ条例第7条第1項第1号ただし書イ（慣行公情報）及びハ（職務遂行情報）に該当する情報であり、非開示は妥当ではない。

なお、第4回理事会の処分事由調査等委員会の設置に関する資料中、委員構成を検討する項目欄に記録された職員の氏名については、実施機関は、条例第7条第1項第1号のほか同項第5号該当性についても主張しているが、当該情報は同項第1号ただし書ハに定める「職務遂行情報」であるので、同項第1号本文及び第5号には該当せず、非開示は妥当ではない。

(イ) 実施機関の職員等の職名、退職年月日、年齢、職歴その他の個人に関する情報

a 特定の職員の懲戒処分の検討に係る者の職名、退職年月日

当該情報は、特定の職員の懲戒処分について検討するために、実施機関が取得し、あるいは関係者から提供された情報等を整理して、理事会資料として取りまとめたものの中に含まれる、当該特定の職員の懲戒処分の検討に係る者の情報であり、実施機関の職員等の職名や退職年月日等、個人に関する情報である。

これらの情報は、それだけでは一般人には個人を識別することができないが、処分検討に直接関与した者や、実施機関の関係職員等には、特定の個人を識別することが可能であると認められる。また、特定の職員の処分検討に関して、処分検討対象となった事象の加害者又は被害者という立場で関与したとされる者の言動に関する情報であるので、通常、他人に知られることを望まず、開示されることにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該情報は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、非開示は妥当である。

b 昇任候補者の年齢、実施機関への着任時期、教育歴、名誉教授称号の授与に係る選考候補者の年齢、略歴

当該情報は、第5回理事会の資料に含まれる昇任候補者名簿案に記載された昇任候補者の年齢、実施機関への着任時期、教育歴及び名誉教授称号の授与に関する選考候補者の年齢や略歴である。

当該情報は、上記(ア)のとおり氏名等を開示すべきとしていることから個人識別性が生じており、条例第7条第1項第1号本文に該当し、非開示は妥当である。

ただし、昇任候補者の実施機関への着任時期及び名誉教授称号の授与に関する選考候補者の選考候補に至るまでの功績に関する略歴部分については、条例第7条第1項第1号ただし書イに定める「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であって同号本文には該当せず、非開示決定は妥当ではない。

c 新規採用予定教員の年齢、最終学歴、学位、職歴

当該情報は、第5回理事会の資料に含まれる新規採用教員案に記載された新規採用予定教員の年齢、最終学歴、学位、職歴である。

これらの情報については、上記(ア)において氏名を非開示としていることから個人の識別性はなく、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないため、条例第7条第1項第

1号には該当せず、非開示決定は妥当ではない。

(3) 本件公文書の未決定部分について

実施機関が部分開示決定を行った第34回部局長会議議事録については、電磁的記録も請求されているが、本件請求に対する実施機関の決定において対象公文書として特定されていない。

よって、当該部分を対象公文書として特定し、開示・非開示の決定を行うべきである。

(4) 本件公文書の不存在について

実施機関は、本件公文書のうち、差別と人権侵害に関する調査委員会の調査結果に係る会議録、打ち合わせ及び聴取のメモ、四役会議議事録、第4回理事会の電磁的記録並びに第35回部局長会議の議事録(電磁的記録を含む)について、不存在を理由とする非開示決定を行っていることから、その妥当性の判断を行う。

実施機関は、定款で議事録の作成を義務付けているのは理事会と部局長会議のみであり、差別と人権侵害に関する調査委員会や四役会議については議事録の作成は義務付けられてはいないため、各担当者において必要性を判断し任意に作成している旨主張している。審査会において、実施機関の関係規程を調査するとともに、経緯の説明を求めたが、対象公文書を作成していないとする実施機関の説明に不合理な点は見受けられなかった。

また、当審査会においては、実施機関を対象に、不存在とされている本件公文書が保存されていないか見分を行った。

本件公文書が保存されている場所として想定される、経営管理部の執務室及び書類等を保存している倉庫に赴き本件公文書が保管されていないかの見分を行った結果、差別と人権侵害に関する調査委員会の調査結果に係る関係会議録や事情聴取等のメモ、四役会議議事録、第35回部局長会議の議事録は存在せず、また、第4回理事会及び第35回部局長会議の電磁的記録についても、会議の録音を行ったミニディスクの保管ケースの中に該当する電磁的記録は存在しなかった。

したがって、実施機関の決定は妥当である。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。